

互助会入会・退会等については、下表のとおりです。該当する方や希望される場合は、所属所を経て互助会に必要書類を提出してください。

入会 及び 継続	対象者	・公立学校共済組合（宮城支部）の組合員（宮城県職員互助会の会員を除く） ※非常勤の職員又は短時間勤務の職員は加入できません。 ※臨時的任用職員又は会計年度任用職員は、6か月以上の任用期間が必要です。 ・互助会事務局の職員 ・理事長が指定した団体の役員及び職員
	提出書類 及び 添付書類	入会希望の場合 ・入会申込書★（臨時的任用職員は辞令の写しを添付） ※共済組合等の資格取得後3か月以内（臨時的任用職員は1か月以内） ※2年目以降引き続き場合は、入会申込書は不要です。 会員区分変更の場合 ・会員異動報告書★（臨時的任用職員は辞令の写しを添付） ※会員区分が変更になる際に手続きをしてください。 継続会員希望の場合 ・継続会員申出書★（辞令の写しを添付） ※人事異動に伴い国立大学法人、独立行政法人及び県内の市町村等教育委員会及び本県の知事部局等へ転出した場合は、本人の申出により、引き続き会員として継続することが可能です。転出した日から速やかに手続きをしてください。
退会 及び 脱会	対象者	・退職（又は死亡）した場合 ・地方職員共済組合等の他の共済（※）の組合員となった場合（人事異動に伴い継続会員の申出をした者を除く） ・会員本人の希望により互助会をやめる場合（脱会）
	提出書類	退会の場合 ・退会餞別金請求書★（在会期間3年以上） 脱会の場合 ・脱会届書 ※脱会の場合は、退会餞別金の給付対象にはなりません。

※ 「他の共済」・・・地方職員共済組合、仙台市職員共済組合、市町村職員共済組合、文部科学省共済組合等

会員の掛金を主な財源として様々な事業を行っています。

【掛金】

区分	算定方法
互助会掛金	【給料】互助会掛金 = 掛金基礎額 × 掛金率 8/1000（円未満切捨て） ・掛金基礎額（月の初日における給料+給料の調整額+教職調整額） ・休職・停職・減給の理由により給料の全額又は一部が支給されない場合でも掛金の基礎となる給料は減額しないで算出します。 ・給料の切り替えに伴う経過措置として、現給保障額がある場合は、掛金の基礎額に含みます。

【掛金の免除】

区分	免除期間
育児休業 及び 介護休暇	育児休業及び介護休暇の期間のうち、月の初日から末日まで勤務しない月がある場合は当該月の掛金は免除されます。